

議案第100号

特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

特殊勤務手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月23日提出

芽室町長 手 島 旭

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（看護業務に従事する職員の処遇改善に係る特殊勤務手当の特例）

- 5 新型コロナウイルス感染症の影響による、地域医療への負荷増大に伴う処遇改善措置として、公立芽室病院で看護業務に従事する看護師及び准看護師に対し、処遇改善手当を支給する。
- 6 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1） 職員 月額4,000円
 - （2） 会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
- 7 第5項及び第6項に規定する手当は令和4年2月1日から令和4年9月30日までの期間に限り支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

説 明

新型コロナウイルス感染症患者等の対応を担う看護職員の処遇改善措置として、処遇改善手当を支給するため、本条例を改正しようとするものであります。

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1～4 一略一</p> <p><u>(看護業務に従事する職員の処遇改善に係る特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の影響による、地域医療への負荷増大に伴う処遇改善措置として、公立芽室病院で看護業務に従事する看護師及び准看護師に対し、処遇改善手当を支給する。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>職員 月額4,000円</u></p> <p>(2) <u>会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u></p> <p>7 <u>第5項及び第6項に規定する手当は令和4年2月1日から令和4年9月30日までの期間に限り支給する。</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。</u></p>	<p>附 則 1～4 一略一</p>